

## 固定資産投資による企業所得税減税と 商業養老保険による個人所得税減税

財政部と税務総局は、設備、器具の損金算入に関する企業所得税政策の通知（財税〔2018〕54号）を公表しました。

2018年1月1日から2020年12月31日までの期間に新しく購入した設備、器具で単位価額が500万人民元を超えないものは、当期の企業所得税の計算上、損金の額に算入し、減価償却計算をしない。

単位価額が500万人民元を超えるものは、企業所得税法実施条例、〈財政部 国家税務総局 固定資産加速償却の企業所得税政策に関する通知（財〔2014〕75号）等の関連政策に基づいて執行する。

本通知でいう設備、器具は建物、構築物以外の固定資産をいう。

取得価額 基準	業種		固定資産の種類			
			器具・設備			器具・設備以外の 固定資産
			研究開発専用	研究開発兼用	左記以外	
500万 人民元超	特定業種		耐用年数の短縮又は加速償却			
	特定業種以外		通常の償却			通常の償却
500万 人民元以下			<b>即時償却 (2018年1月1日～2020年12月31日まで)</b>			
	特定業種		耐用年数の短縮又は加速償却			耐用年数の短縮 又は加速償却
	特定業種以外		通常の償却			
100万 人民元以下	特定業種	小規模薄利企業以外	【 参 考 】 改 正 前	耐用年数の短縮		耐用年数の短縮 又は加速償却
		小規模薄利企業		即時償却	又は加速償却	
	特定業種以外			通常の償却		
5,000人民元超						
5,000人民元以下			即時償却			

特定業種とは、生物薬品製造業、専用設備製造業、鉄道、船舶、航空機及びその他の運輸設備製造業、電子計算器、通信及びその他電子設備製造業、計器・測定器製造業、情報伝送、ソフトウェア及び情報サービス業等の六業種並びに軽工業、紡績、機械、自動車等の重点四業種をいう。

**・耐用年数の短縮**

最短耐用年数は企業所得税法実施条例第60条に定める耐用年数の60%を下回ってはならない。

**・加速償却**

2倍定額法若しくは年数総和法（級数法）の適用が認められる。

2倍定額法とは固定資産の見積残存価額を考慮せず期首帳簿価額に定額法の償却率の2倍の償却率を乗じて減価償却費を計算する方法をいう。

年数総和法（級数法）とは固定資産の取得価額から見積残存価額を控除した金額に、残存期間を分子とし各残存期間の総和を分母として每期逡減する分数を乗じて減価償却費を計算する方法をいう。

**2018年5月1日から上海市、福建省（廈門市を含む）と蘇州工業園區において試験的に1年間、商業養老保険について繰延型の個人所得税政策が実施されます。**

給与、連続性労務所得を取得する個人は、当月の課税所得を計算するときに支払った保険料を控除する。控除限度額は、当月の給与、連続性労務報酬の収入金額の6%と1,000人民元のいずれか低い金額とする。

個人商業養老保険口座の投資収益については、保険料納付期間は暫定的に個人所得税を徴収しない。

個人が、国家が定める定年年齢に達したときは、月又は年で分割して商業養老金を取得できる。養老金の取得期間は原則として終身或いは15年を下回らない。個人に人身事故が発生し保険契約に定める障害（全残）が残る場合或いは重大な疾病に罹患した場合は一次性的商業養老金を取得できる。

個人が上記の条件に合致する商業養老金収入を取得する場合は、そのうち、25%部分まで免税とし、残りの75%部分については10%の税率でその他所得として課税する。

個人が規定に合致する商業養老保険商品を購入し繰延納税優遇策を享受するときは、中保信のプラットフォーム（以下、中保信平台という）に登録をし、中保信平台から交付される「繰延養老控除証憑」を源泉徴収義務者（企業）に提出しなければならない。

**西 山 会 計 事 務 所**  
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>